

令和8年度
印旛郡市広域市町村圏事務組合
水道用水供給事業会計予算書

印旛郡市広域市町村圏事務組合

令和8年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和8年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用水供給先	成田市	佐倉市	四街道市	八街市	印西市
	白井市	富里市	酒々井町	長門川水道企業団	
(2) 年間総給水量	23,065,100 m ³				
(3) 1日平均給水量	63,192 m ³				

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	事業収益		4,123,059 千円
第 1 項	営業収益		3,931,271 千円
第 2 項	営業外収益		191,788 千円
		支	出
第 1 款	事業費用		4,098,140 千円
第 1 項	営業費用		4,058,526 千円
第 2 項	営業外費用		23,527 千円
第 3 項	特別損失		6,087 千円
第 4 項	予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,106,190千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,760千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,990千円、減債積立金241,963千円及び過年度分損益勘定留保資金752,477千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第 1 款	資本的収入		583,442 千円
第 1 項	企業債		192,900 千円
第 2 項	国庫補助金		192,910 千円
第 3 項	出資金		197,632 千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	1,689,632 千円
第 1 項	新 設 工 事 費	598,378 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	603,752 千円
第 3 項	企 業 債 償 還 金	241,963 千円
第 4 項	年 賦 償 還 金	14,195 千円
第 5 項	国 庫 補 助 金 返 還 金	21,344 千円
第 6 項	投 資	200,000 千円
第 7 項	予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
印東加圧ポンプ場中央監視制御設備更新工事	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	1,801,877 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道用水供給事業	192,900 千円	証書借入	年 4.5 % 以内	起債の日から据置期間を含め 40 年以内において、元利均等償還または元金均等償還するものとする。ただし、水道用水供給事業会計の都合により、据置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 207,890 千円 |
| (2) 交 際 費 | 20 千円 |

(他会計からの補助金)

第 9 条 資本的支出及び事業費用にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、906 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、1,774千円と定める。

令和 8 年 2 月 12 日 提出

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 北村 新司